

Report

北海道における 新たな農地施策の推進体制について

北海道農政部農業経営局

農業経営課利用集積係長 樋浦 里志

一 農地関連法の改正

（背景と目的）

国は、農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散・集約の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要であるため、令和四年に農業経営基盤強化促進法等の改正を行いました。

（法改正の概要）

法改正の概要ですが、①人・農地プランの法定化、②農地の集約化等、③人の確保・育成の三つの区分に大きく分類されます。人・農地プランの法定化については、市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業の農地利用の姿について話し合いを実施し、地域の将来の農業の在り方や

目標とする農地利用の姿を目標地図として盛り込んだ地域計画を策定し、公表することが義務づけられました。

農地の集約化等については、農地バンクは地域計画の達成に向け、農用地利用集積等促進計画（以下、促進計画）を策定し、農地の貸借等を促進することになりました。また、農地バンクに対する遊休農地の貸付けに係る裁定等における貸付期間の上限が二〇年から四〇年に延長された他、農家負担ゼロの基盤整備事業の対象に、農地バンクが農作業の委託等を受けている農地が追加されました。

人の確保・育成では、都道府県が、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備することや、認定農業者に係る措置として、公庫が認定農業者向けの資本性劣後ローンを融資する他、認定農業者の加工・販売施設等に係る農地転用許可手続がワンストップ化されました。また、農地の取得に

係る下限面積要件の廃止と、農協による農業経営に係る組合員の同意手続が緩和されました。

なお、改正法の施行日は、令和五年四月一日と定められましたが、市町村における地域計画の策定期限は令和七年三月末までと定められ、地域計画が公表されるまでは、経過期間として従来の農用地利用集積計画（以下、集積計画）による権利設定が可能とされました。

本稿では、これらの改正内容のうち、大きな柱である地域計画の策定と農地バンクによる農地の集積・集約化について掘り下げてまいります。

（北海道における農地の利用集積）

国は相対での賃貸借により農地の点在化が進むことを懸念し、農地バンクを介して担い手への集約化を図ることを目的として法改正を行いました。道内における担い手への農地の集積率は九一・八％（令

和五年度末）と、近年は九〇％を超える高い水準で推移してきており、全国の六〇・四％（令和五年度末）を大きく上回っています。

この要因や本道の集積率の特徴については、北海道は大規模で専門的な農業経営が主体であり、規模拡大を目指す認定農業者等の担い手が多いことや、市町村や農業委員会などの関係者が、地域内の農地の出し手や受け手の実情を踏まえ、利用調整などを行ってきたこと、また、国は平成二五年に、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下、農地バンク法）を制定し、賃借による農地の集積・集約化を推進していますが、北海道においては、売買に対するニーズが高く、地域が主体となって利用調整に取り組む仕組みが定着していることから、今後も北海道の農地利用集積率は高い水準で推移していくものと考えています。

（北海道の実情に即した制度改正に向けて）

北海道では法改正以前より、北海道の高い農地利用集積率や農業委員会等の利用調整機能を鑑み、北海道の実情に即した制度となるように、関係団体と協議の上で、国に北海道の現状説明や事務の進め方などについて繰り返し提案してきました。

結果、国は一部北海道の提案を取り入れ、これまでの市町村で完結していた集積計画による権利設定に近い事務処理が可能となるように、運用の中で促進計画の添付書類の大幅な軽減や知事から市町村長への権限移譲などを可能としました。

（制度の周知と理解の醸成）

令和四年五月の改正法成立後、制度の内容を早い時期に道内の関係者に周知することが必要と考え、八月から九月にかけて道内五ブロック（函館市、北見市、旭川市、芽室町、札幌市）で「人・農地など関連施策の見直しに係る説明会」を開催しました。

農林水産省経営政策課および農地政策課から担当者を引き、法改正の趣旨や新たな農地施策のポイントについて説明いただき、北海道からは、令和七年度からの本格的な制度開始に向けて各機関の役割や段階的に取組を進めていかなければならないことを見える化したロードマップを作成し、説明しました。



令和4年夏の全道研修会

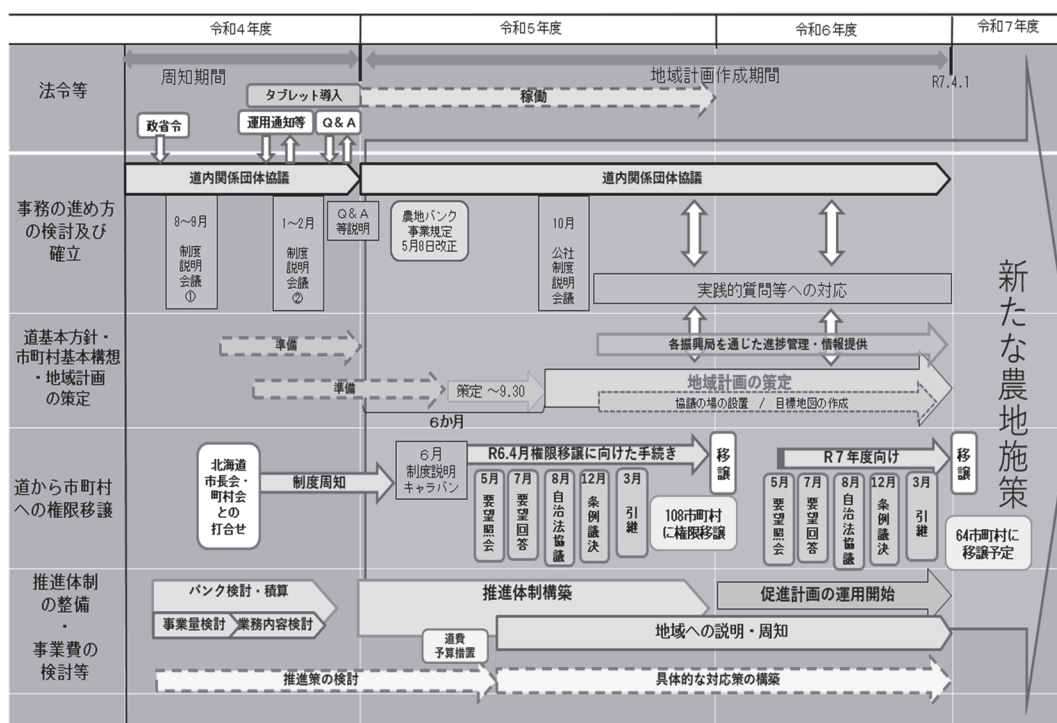


図1 令和7年度に向けたロードマップ

また、令和四年度下半期には、政省令や基本要綱が整備され、地域計画策定マニュアルが更新されるなど、新たな農地施策の具体的な運用方針が見えてきたことを受けて、令和五年一月に再び道内五ブロック（芽室町、旭川市、網走市、札幌市、七飯町）で「新たな農地施策全道研修会」を開催し、市町村、農業委員会、農協等の関係機関への周知と理解の醸成を図りました。

北海道農業会議から改めて法改正の概要と農地バンク事業の進め方、北海道から地域計画の策定と権限移譲、農地バンク

である北海道農業公社（以下、公社）からは、利用権設定方法の改定と公社の役割などについて説明しました。

二 地域計画の策定

（人・農地プランの変遷）

人・農地プランは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものと定義されており、平成二四年の戸別所得補償経営安定推進事業（人・農地プラン作成事業）を活用して作成が開始され、平成二五年に成立した農地バンク法において、農地バンク事業の円滑な推進を図るための手段として位置付けられました。

その後、令和元年からは、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものに

する観点から、①アンケートの実施、②現況把握、③農地の集約化に関する将来方針の作成を要件として、人・農地プランの実質化が図られることになりました。

（人・農地プランの問題点）

人・農地プランの中心的経営体に位置付けられると、スーパー資金の当初五年間の無利子化や補助事業の優遇措置が享受できるため、市町村は人・農地プランを作成することになります。地域での話し合いがなされてなかったり、市町村のマンパワーが足りていないことなどから定期的な見直しがなされていなかったり、補助事業のための計画となっているなど、本来の目的から逸脱し、形骸化したプランが多くの市町村で散見されました。

そのため国は、人・農地プランを法定化し、同意市町村（基本構想を作成している市町村）では、農業者や地域の関係者の話し合いにより、地域の将来の農地利用の姿を

明確化した設計図である地域計画の策定が義務づけられました。

（協議の場の進め方）

地域計画の作成の過程において、地域の農業者等による話し合いが重要になります。

市町村は初めに関係機関と役割分担を明確化し、幅広く関係者に参加を呼びかけ、協議の場を開催することとされています。地域農業再生協議会や中山間地域等直接支払交付金の集落協定など既存の協議の場の活用が推奨されています。

協議の場では、農業上の利用が行われる農用地等の区域の設定と、その区域において地域の実情を踏まえて目指すべき将来の地域農業について協議を行う他、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項を協議し、その結果をとりまとめ、公表することとなっています。

（目標地図の作成）

農業委員会は農地の出し手と受け手の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成し、市町村に提出することになります。

目標地図の作成に当たっては、タブレット等で収集した意向の情報は農業委員会サポートシステムに反映されるため、シミュレーション機能で素案を作成することが可能です。

なお、農地集積率の高い地区においては、地域の話し合いの結果として、現況地図を目標地図としてみなすことも可能です。

（地域計画の公告と変更）

市町村は協議の結果を踏まえ、地域計画（目標地図を含む）の案を作成し、地域計画案の公告前に説明会や関係者への意見聴取を実施し、できる限り地域の理解を得られるように配慮が必要です。計画案の公告は市町村の公報への掲載やインターネット等を通じて行い、一週間の縦覧に供し

た後に市町村で決定し、同様に決定公告します。

なお、地域の農業の将来の在り方や地区内の農業を担う者に変更が生じた場合などは、随時、期中見直しが必要であり、改めて協議の場を設置から一週間の縦覧を行うまでの過程を経て、変更決定公告を行うことになります。

（補助事業との連携）

地域計画は多くの補助事業等との連携が求められております（令和六年四月時点で四四事業）。協議の場において地域の関係者で地域の実情に応じて必要な検討を行い、地域計画の任意事項の欄に明記することとされていますが、事業ごとに異なる要件や配分に係るポイント加算などの区分に応じた地域計画となっていない場合、補助事業の優遇措置が受けられなくなる可能性があるので留意が必要です。

三 農地バンクを経由した

農地の集積・集約化

（権利移動の手續きの一元化）

令和四年の農地制度の改正により、これまで農地の権利移動の主流であった市町村を経由した手續きが廃止され、公社を経由した手續きに一元化されたことから、今後は公社が主体となり、分散した農地をまとめて引き受け団地化し再配分するなど、担い手への農地の集約を促進していくこととなりました。

（公社取扱件数の増加）

令和四年度に実施した道農政部の調査では、市町村で作成された集積計画数は令和元年度から令和三年度の三力年平均で約一四、〇〇〇件でしたが、公社から道へ認可申請のあった配分計画数は年間一〇〇件程度であるため、今後、公社主体の手續きとなった場合、市町村や公社との間で

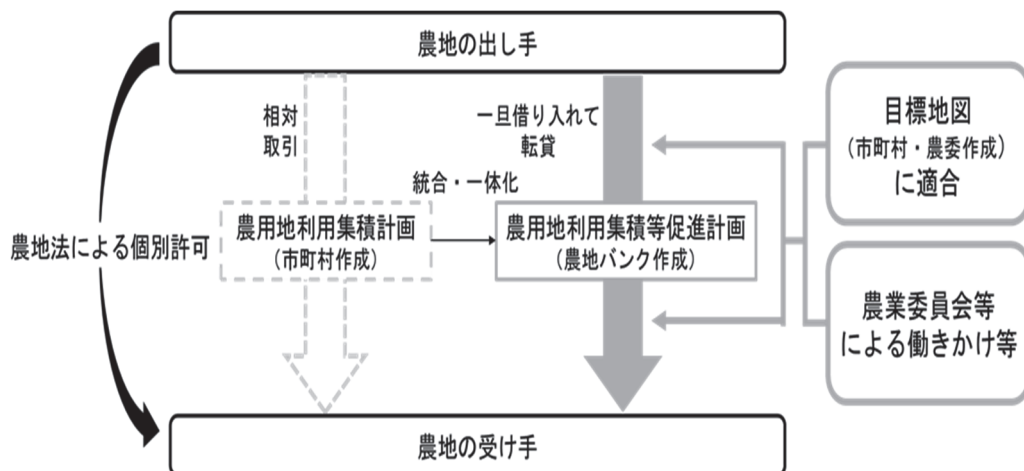


図2 農地の権利移動の手続き

新たな手続きに係る業務量が大幅に増大することなどが懸念されるため、事務の効率化や推進体制の整備を図る必要があります。

（公社の体制整備の強化）

増加する業務に円滑に対応していくため、公社は農地相談員を増員し、地域計画策定に係る協議の場への参画や現地調査など事前コーディネートを行うことで、促進計画に添付する書類を大幅に軽減するなど、業務の刷新を行いました。

また、促進計画の作成にあたっては、市町村や農協等の協力を得ながら取り進める他、公社本所の決裁権限を支所に移すなど、支所の体制強化を進めています。

道では、こうした公社の



図3 権限移譲のパフレット

効率的な業務体制の構築に必要な予算措置を行い、今後とも、公社における円滑な業務の推進体制づくりを計画的に進めるよう指導し、意欲ある担い手への農地の利用集積が一層図られるよう取り組むこととしています。

（知事から市町村長への権限移譲）

農地の権利移動の一元化に伴い、これまで道では配分計画の認可と公告を本庁で

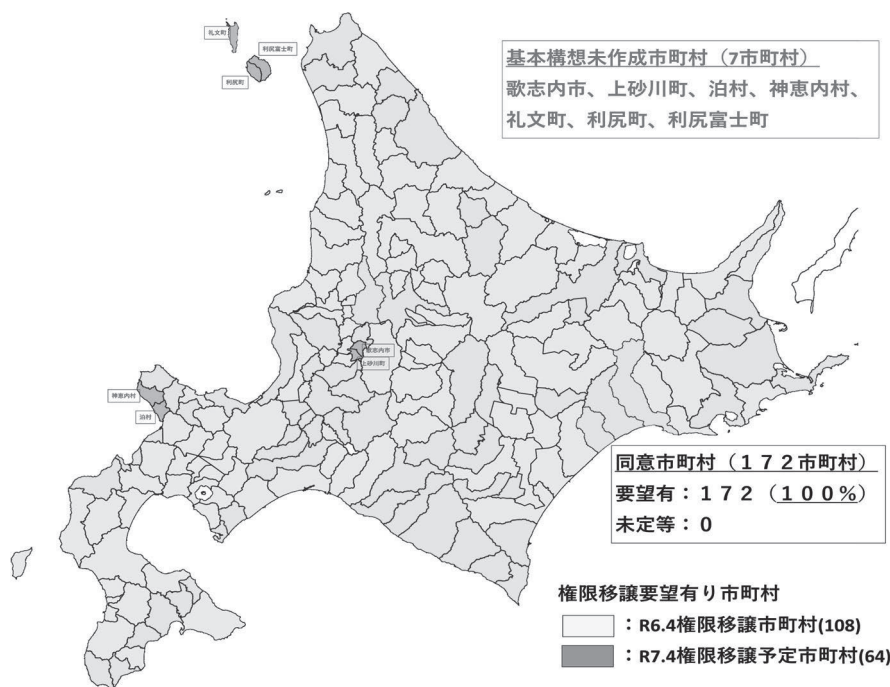


図4 道内の権限移譲の状況

行っていました。新制度では促進計画の認可件数が一万件を超えてくることが予測され、現在の職員体制では迅速な処理が

困難であるため、北海道事務決裁規程の改正を行い、本庁から各振興局に促進計画の認可と公告の事務権限を委任すること

しました。

また、これまで市町村で培われてきた市町村を主体とした仕組みを活かし、手続きの迅速化を図るため、知事から市町村長への権限移譲を促進してきました。

道は新たな農地施策に係る各種会議で権限移譲の必要性やメリットについて説明を行い、市町村の理解の醸成を図ってきたところ、令和六年四月に一〇八市町村で権限移譲済みとなり、令和七年四月からはさらに六四市町村が追

加され、一七二の同意市町村全てに権限移譲される予定となっています。

四 新たな農地施策への対応

（公社手数料の見直し）

公社は事業量の大幅な増加が見込まれることから、業務体制の強化とともに、関係機関・団体の協力の下、業務の効率化や事務処理の迅速化に取り組むほか、事業を継続的かつ安定的に実施していく観点から、農家負担にも十分配慮しながら、手数料の見直しを行いました。

農地中間管理事業については、事業に要する経費が国及び道の補助金により賄われることから、手数料は当面徴収しないこととなりましたが、将来、補助金が減額されるなど状況に変化が生じた場合には、再び徴収することを検討するとしています。

農地売買等事業については、北海道の損失補償を受けて全国農地保有合理化協会

から買入資金を調達しているほか、事業実

施に要する経費は国の補助により一部賄
われていますが、人件費や事務所管理費な
どの業務費や共通管理費は補助対象外と
なっています。また、市町村を経由した権
利移動の手続きが廃止され、公社を経由し
た手続きに一元化されたことに伴い、新た
に即売りタイプを新設し、事業運営上必要
な費用の一部を手数料として徴収するこ
とにしたことから、手数料の見直しについ
て、公社は令和六年四月一日にホームペー
ジで公表するとともに、道内各地において
農業委員会等に対して説明会を行い、農業
者の理解を得られるよう丁寧な説明を行
っています。

（工程表による地域計画の進捗状況の把握）

国からの通知に基づき、市町村は地域計
画の策定に向けた工程等をまとめた工程
表を作成し、進捗状況について、道を経由
して国に定期的に報告することとされて

います。

道では策定作業の遅れている市町
村に対して、適宜必要な助言や指導を
行いながら、令和七年三月末までに全
ての市町村で確実に地域計画が策定
されるよう取り組んでいます。

（新たな農地施策への対応）

法改正以降、報告事項や検討課題が
ある度に、北海道農業会議、北海道農
業公社、JA北海道中央会に道を加え
た四者協議を開催し、情報共有と課題
解決に向けた検討を重ねてきました。

新たな農地施策の本格開始まで残
り半年を切りましたが、市町村で地域
計画が策定され、農地バンク事業が円
滑に機能することにより、担い手への
農地集積・集約化が一層促進されるよ
う、引き続き関係機関・団体と一体と
なって取り組んでまいります。

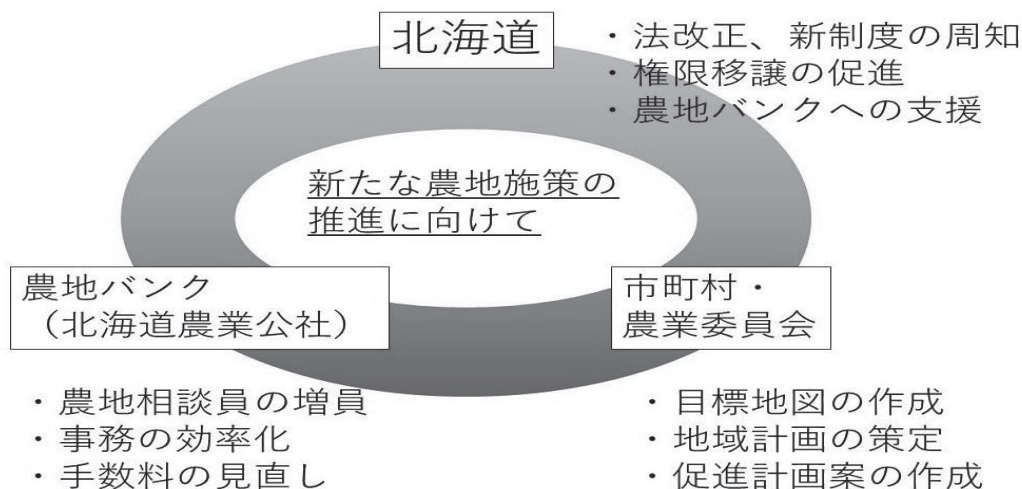


図5 関係機関の取組